

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成21年8月  
独立行政法人国際交流基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 平成20年度における環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給を受ける契約

平成20年度において、附属機関である日本語国際センターで裾切り方式による入札を1件行った。

なお、本部事務所は賃借であり、その賃借契約において電力は大家が電力会社と契約し、当基金が大家に使用料金を支払うこととなっているので、当基金が電力会社を選択することが出来ないため。

また、20年度には、環境配慮契約であるか否かに関わらず、自動車の購入及び建築物の建築または大規模な改修に係る設計業務の実績はない。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に係る法律」に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定している。

環境配慮契約の締結が検討可能な案件の契約締結に向けて、検討を実施した。

以上